

大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託  
公募型プロポーザル募集要領

令和3年11月  
大磯町

## 1 目的

令和4年度から大磯町ふるさと応援寄附金の増加を目指し、特産品の登録数を増やし、地場産品の販路拡大、交流人口の増加など地域活性化を推進するとともに、寄附金の受入、寄附情報の管理、特産品の発注・配送管理・在庫管理・新規登録等及び問合せ受付等、大磯町ふるさと応援寄附金における業務の効率性及び事務の軽減並びに地域情報の発信及び地域産業振興等に資する地域プロモーションの強化を図るため、大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託の導入を行うものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託

### (2) 業務内容

別紙「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

ただし、業務受託候補者選定後から令和4年3月31日（木）までは、業務開始に必要な事前準備の期間として対応（ポータルサイトのページ作成準備、特産品提供事業者への説明会の開催等）することとし、その際に発生する費用等は、全て業務受託候補者の負担とする。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定を受け、神奈川県の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 応募から契約締結までの間に、大磯町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係

を有すると認められる者でないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項または第 2 項の規定に違反していない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) ふるさと納税業務のノウハウを有し、他市区町村で別紙「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書」に定める業務内容に類する業務委託契約を締結し、履行した実績を複数有すること。
- (9) 別紙「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書」に示す業務を履行する能力を有すること。

#### 4 スケジュール

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要領等の公表・配布   | 令和 3 年 11 月 22 日（月）         |
| (2) 参加意思表明書等の提出期限 | 令和 3 年 11 月 30 日（火）午後 5 時まで |
| (3) 参加資格確認結果の通知   | 令和 3 年 12 月 3 日（金）まで        |
| (4) 質問受付期限        | 令和 3 年 12 月 6 日（月）正午まで      |
| (5) 質問回答          | 令和 3 年 12 月 8 日（水）          |
| (6) 企画提案書等の提出期限   | 令和 3 年 12 月 15 日（水）午後 5 時まで |
| (7) 事業者選定審査会      | 令和 3 年 12 月 20 日（月）         |
| (8) 結果の通知・公表      | 令和 3 年 12 月下旬を予定            |
| (9) 業務内容調整        | 令和 4 年 1 月から 2 月までを予定       |
| (10) 準備期間         | 令和 4 年 2 月から 3 月までを予定       |
| (11) 運用開始         | 令和 4 年 4 月 1 日（金）から         |

#### 5 事務担当

住 所：〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地

電話番号：0463-61-4100（内線 219）

F A X：0463-61-1991

E-mail：furusato@town.oiso.kanagawa.jp

担当課名：大磯町 政策総務部 財政課 財政係

#### 6 手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、募集要領及び各様式等は、大磯町ホームページからダウンロードすること。

- (1) 参加意思表明書の提出等

ア 提出書類

- (ア) 参加意思表明書（様式 1・正本 1 部）
- (イ) 会社概要書（様式 2・正本 1 部、副本 9 部）
- (ウ) 参加する者の経営状況を説明する書類（任意様式・正本 1 部）
- (エ) 同種業務実績表（任意様式・正本 1 部、副本 9 部）

他市区町村で別紙「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書」に定める業務内容に類する業務委託契約を締結し、履行した実績を 3 件まで記載し、その実績を証明する書類（写し）を添付すること。

- (オ) 法人登記事項証明書（発行後 3 か月以内・正本 1 部）
- (カ) 直近年度の納税証明書（発行後 3 か月以内・正本 1 部）

イ 提出期限

令和 3 年 11 月 30 日（火）午後 5 時（必着）

※ 受付は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

ウ 提出方法

5 の事務担当に書留郵便による郵送または直接持参すること。

エ 参加資格確認結果の通知

参加意思表明書の提出があった全ての者に対して、資格審査を行い、令和 3 年 12 月 3 日（金）までに参加の可否を参加意思表明書に記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。

オ 参加意思表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書、見積書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

ア 提出書類

- (ア) 質問書（様式 3）

イ 提出期限

令和 3 年 12 月 6 日（月）正午（必着）

ウ 提出方法

5 の事務担当に電子メールにて送信すること。

なお、電子メールの件名は、「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託 質問書 事業者名」とし、送信後は必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。

エ 回答方法

令和3年12月8日（水）に、大磯町ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式・正本1部、副本9部）

(イ) 見積書（任意様式・正本1部、副本9部）

イ 提出期限

令和3年12月15日（水）午後5時（必着）

※ 受付は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

5の事務担当に書留郵便による郵送または直接持参すること。

エ その他

(ア) 提出された書類の内容を変更することはできない。

(イ) 本町が必要と認める場合には、追加資料を提出すること。

## 7 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、任意様式（日本工業規格A列4番、両面印刷、縦横指定なし、枚数指定なし）とする。
- (2) 提出する企画提案書は、各参加者1提案とし、「本募集要領」及び「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託仕様書」の内容を十分に踏まえて、見積額の範囲内で行うことを前提に記載すること。
- (3) 企画提案書は、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記載し、評価者が特段の専門的な知識を有していなくても評価可能な記載により作成すること。なお、止むを得ず専門用語等を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、評価者が理解しやすいものとするよう努めること。
- (4) 表紙・目次・本編で構成し、文字は11ポイント以上を使用すること。なお、白黒・カラーいずれも可とする。
- (5) 表紙は、「大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託公募型プロポーザル提案書」とすること。
- (6) 企画提案書は、以下の7項目について、原則、記載順のとおり提案するものとする。

### I. 業務遂行能力

ふるさと納税業務に係る業務実績を記載し、自社の業務体制（支店の場

所やコールセンターの設置等)を詳細に記載すること。

また、具体的な寄附件数・寄附金額及び特産品の登録件数を目標設定し、寄附に繋げるための大磯町ふるさと応援寄附金事業の分析、改善提案等を具体的に記載すること。

## II. リスク対応

個人情報漏えい防止のための対策とその運用について記載すること。

## III. 特産品の開発

大磯町の特性を踏まえた特産品の企画、発掘方針を具体的に記載し、併せて既存の特産品に対する寄附増加に向けた取組みについて記載すること。

また、本町が設置する協議会、観光関連団体及び商工会等との連携についての方針を記載すること。

## IV. 特産品提供事業者の業務負担

特産品提供事業者の受注管理や発送関連業務等に係る負担を軽減する取組みや、特産品提供事業者からの相談に応じられる体制について記載すること。

また、寄附申込みから決済処理、特産品発送までの流れについても記載すること。

## V. 問合せ対応

本町、寄附者、特産品提供事業者、配送事業者等からの問合せやクレームへの対応について、具体的に記載すること。

## VI. プロモーション

大磯町ふるさと応援寄附金を活用した大磯町の魅力発信及び地域活性化のプロモーション計画を記載すること。

## VII. アピールポイント

他のふるさと納税代行事業者に対し、自社の優位性について記載すること。また、仕様書に定めのない業務で、見積額の範囲内で行うことのできる業務があれば記載すること。

## 8 見積書作成要領

- (1) 任意様式(日本工業規格A列4番)とする。
- (2) 業務期間内の寄附件数を490件、寄附総額を7百万円とした場合の金額とする。なお、寄附金額に対する委託料率も併せて記載すること。
- (3) 消費税抜きの金額とすること。
- (4) イニシャルコスト及びランニングコスト等、本業務全てに係る費用を見

積もること。

- (5) 特産品の調達費用及び発送費用、ポータルサイトの使用料、クレジットカード等の決済手数料は、委託料とは別に本町が負担するものであるが、参考事項として内訳を明確にしたうえで記載してもよい。

## 9 審査及び選定方法

### (1) 審査方法

本町が決定した審査方法により審査を行う。

### (2) 選定方法

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリング審査を行い、総合評価方式により、選定委員会において業務受託候補者を選定する。

なお、業務受託候補者以外の者についても順位付けを行う。

### (3) 評価項目、視点及び配点

総合評価点は、520点満点とする。（評価者1名あたり評価点130点満点×4名）

評価項目		評価の視点	配点
I. 業務遂行能力	①	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務と同趣旨の業務について他市区町村からの受託実績が複数あるか。</li><li>・安定して業務を遂行できる能力及び組織体制を有しているか。</li></ul>	10点
	②	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な寄附件数・寄附金額及び特産品の登録件数を目標設定し、達成するための取組みに期待ができるか。</li><li>・寄附の入金後、特産品の発送までを一括して管理するシステムとなっているか。</li><li>・WEB以外の申込みに対しても同一システムで管理できるか。</li><li>・寄附者の情報を一定期間、必要な範囲で閲覧及び提供が行えるか。（画面での閲覧、ダウンロードデータの提供）</li><li>・寄附金受領証明書等の発送について十分な対応が可能か。</li><li>・寄附金税額控除に係る申告特例に対して十分な対応が可能か。</li><li>・十分な保守体制がとられているか。</li></ul>	35点
II. リスク対応	③	<ul style="list-style-type: none"><li>・寄附者情報等の管理について、適切なシステムが構築され、個人情報について有効な漏洩防止対策が講じられているか。</li></ul>	5点

Ⅲ. 特産品の開発	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的かつ戦略的に本町の特性を踏まえた新規特産品の開発が期待できるか。</li> <li>・特産品提供事業者との調整として、事業者への説明会の開催や戸別訪問等、新規特産品の開発に向けた積極的な取組みが期待できるか。</li> <li>・本町が設置する協議会、観光関連団体及び商工会等との連携ができるか。</li> </ul>	30点
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の特産品に対する寄附額増加に向けた取組みに期待ができるか。</li> </ul>	10点
Ⅳ. 特産品提供事業者の業務負担	⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品の発注、配送の手配及び管理が適切に行える仕組みとなっているか。</li> <li>・特産品提供事業者へのサポートは充実しているか。</li> </ul>	10点
Ⅴ. 問合せ対応	⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町、寄附者、特産品提供事業者、配送事業者等からの問合せやクレームに迅速かつ責任ある対応が期待できるか。</li> <li>・ふるさと応援寄附金事業及びふるさと納税制度に係る一般的な問合せに対する対応が行えるか。</li> </ul>	10点
Ⅵ. プロモーション	⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと応援寄附金を活用した本町の魅力発信及び地域活性化に向けたプロモーションが期待できるか。</li> </ul>	5点
Ⅶ. アピールポイント	⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の優位性が示されており、本事業の実施にあたり、特徴的、効果的な実現性の高い独自提案がなされているか。</li> </ul>	5点
Ⅷ. 見積金額	⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストが抑えられ、金額が合理的で、経済性に優れているか。</li> </ul>	10点
評 価 点			130点

(4) プレゼンテーション審査

ア 令和3年12月20日(月)

イ 大磯町役場本庁舎4階第1会議室にて実施する。

ウ プレゼンテーションの時間は、20分以内とし、その後ヒアリングの時間を10分程度設ける。

エ プレゼンテーションの出席者は、説明者を含め3名以内とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明すること。なお、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に事務局へ相談すること。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、令和3年12月下旬を目途に参加者全員に対し



文書及び電子メールにより通知するとともに、業務受託候補者名について大磯町ホームページに公表する。

なお、審査結果に関する問合せには一切応じない。

## 10 契約の締結

- (1) 企画提案書等の提出書類は、大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託の業務受託候補者を選定するための資料であり、提案事項を全て契約内容に反映するとは限らない。業務委託契約の締結にあたっては、その契約内容について本町と業務受託候補者が双方協議のうえ決定する。
- (2) 業務受託候補者が、契約を辞退したとき、または特別な理由により業務受託候補者と契約ができない場合は、次点の参加者と契約交渉を行うものとする。

## 11 失格条項等

本プロポーザル参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、選定委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本募集要領の内容に違反した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査及び評価の公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他本町の指示に違反した場合。

## 12 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された書類は、大磯町ふるさと応援寄附金業務支援委託の業務受託候補者を選定するための資料であり、提出された書類に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) 提出書類作成のため、本町から受領した資料等は、本町の了解なく公表し、または使用してはならない。
- (7) 提出された書類は、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）の規定に基づき、その内容の全部または一部を公開する場合がある。
- (8) 本プロポーザルは、令和4年4月1日（金）から速やかに事業を開始で

- きるようにするため、令和4年度当初予算成立前の準備行為として募集手続きを行うものとする。このため、令和4年度当初予算が成立しなかった場合には、契約を締結することができないため、十分留意のうえ応募すること。
- (9) 本募集要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

【参考】

寄附実績

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
寄附件数	134件	102件	73件
うちポータルサイト経由の寄附件数	122件	96件	58件
寄附金額	29,819千円	21,567千円	23,278千円
うちポータルサイト経由の寄附金額	1,499千円	1,335千円	726千円

特産品提供事業者数・登録件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
特産品提供事業者数	12事業者	11事業者	9事業者
特産品登録件数	14品	13品	11品